

○隠岐島前高校生寮費等補助金支給要綱

(平成22年12月18日海士町告示第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐島前地域外から島根県立隠岐島前高等学校（以下「高校」という。）の寮に入寮する者のうち修学の意欲の高い生徒に対して寮費等補助金を支給することにより、生徒の確保と活性化を図り、もって高校の魅力化に資することに関し、海士町補助金等交付規則（昭和41年海士町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の資格)

第2条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、隠岐島前地域外から高校の寮に入寮を予定する者又は現に在寮している高校の生徒であって、品行方正であり、学業又は諸活動に意欲的で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高校に推薦で入学していること。
- (2) 高校に在学する者にあつては、過去6月の間に懲戒処分を受けておらず、及び1の学期における学業成績の評定平均値が6.8以上又は部活動、生徒会活動、地域活動若しくはその他の活動に熱心に取り組んでおり、顕著な実績をあげていること。
- (3) その他の者にあつては、前2号に定める要件のいずれかと同等の能力又は意欲を持つと町長が特に認めること。

(補助金の申請)

第3条 申請者は、規則第4条の規定にかかわらず、本人の父母又はこれに代わる者（以下「保護者等」という。）と連署して寮費等補助金支給申請書（様式第1号）を添えて町長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第4条 次条の規定による受給者の決定又は第9条及び第10条の規定による補助金の停止、廃止又は減額について、町長の諮問に應ずるため、寮費等補助選考委員会を置く。

(受給者の決定)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があつたときは、補助金支給の可否を決定し、すみやかにその旨を補助金支給決定書（様式第2号）により本人及び保護者等に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の支給決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、前項の通知を受けた日から14日以内に、保護者等と連署して誓約書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 受給者が前項の規定による期間内に誓約書を提出しないときは、支給の決定を取り消すものとする。ただし、期間内に誓約書を提出できないことについて特別の事情があるときは、この限りではない。

(補助金の額)

第6条 町長は、次の表に定める額を寮費等補助金として予算の範囲内で支給する。

区分	入寮費	寮費	食費	里帰交通費
寮費等補助金	入寮時1回につき 10,000円	1月あたり 12,000円	1月あたり 8,000円	交通費の半額 (1回につき30,000円を上限とし、年3回を限度とする)

(支給の方法及び時期)

第7条 補助金は、申請者本人が別途指定する金融機関の口座に振り込むものとする。た

だし次項及び第3項に規定する費用については、高校が寮費等の振込先として指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

2 入寮費は、生徒の入寮後に支給する。

3 寮費及び食費は、毎月支給する。

4 里帰交通費は、随時支給する。

(受給者等の義務)

第8条 受給者は、毎年学期末までに実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 受給者の保護者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 受給者が休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 受給者又は保護者等の住所、氏名その他の事項に異動があったとき。

3 受給者又は保護者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 1の学期における教科成績で欠点科目が出たとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 休学したとき。

(4) 1の学期における欠課時数が総授業時間の3分の1を超える科目があったとき。

(5) 心身の故障のため学業を続ける見込みがないとき。

(6) 補助金の給付を必要としない事情が生じたとき。

(7) その他受給者としての資格を失ったとき。

(補助金の支給停止及び解除)

第9条 町長は、受給者が前条第3項各号の規定に該当するときは、補助金の支給を停止し、補助金支給停止通知書(様式第5号)により本人及び保護者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の支給を停止された者について、その理由が止んだ場合には、補助金の支給の停止を解除することができる。ただし前条第3項第2号に該当する場合は処分の日から6月を経過しないと解除できない。

3 町長は、前項の規定により補助金の支給の停止を解除したときは、補助金支給停止解除通知書(様式第6)により本人及び保護者等に通知するものとし、翌月以降から支給するものとする。

(補助金の減額又は廃止)

第10条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、第8条第3項各号に定めるほか支給決定者に補助金を支給者に全額支給することが適当でないと認める事情が生じたときは、補助金額を減額し、又はこれを廃止することができる。

(補助金の返還)

第11条 既に支給された補助金は、返還を要しない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、虚偽の申請その他不正な手段により、支給決定者となった者に対しては、直ちにその決定を取り消すものとし、既に支給した補助金の全額を返還させなければならない。ただし、特に必要と認めた場合には、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、施行の日において現に在寮する者にあつては、1の学期における教科成績で欠点保有科目数が2以下であり過去6月の間に懲戒処分を受けていない者は、申請できるものとする。

附 則 (平成23年3月18日)

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、施行の日において現に在寮する者にあつては、従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

寮費等補助金支給申請書
(推薦入学者用)

平成 年 月 日

寮費補助に係る補助金の支給を受けたいので、隠岐島前高校生寮費等補助金支給要綱第3条の規定により、次の通り申請します。

申請者	ふりがな		性別	中学校等での主な活動 (部活動又は他の諸活動)	
	氏名			入学後希望する活動 (部活動又は他の諸活動)	
	生年月日	平成 年 月 日生			
保護者等	住所 連絡先 氏名 印 (申請者との続柄)				

入学後の抱負及び自己PR (※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること)

中学時等における学業実績 (※本人が記入し、担任等確認のこと)							
中学校3年間の全科目の評定平均値				3.8未満		3.8以上	
中学時又は前校における諸活動の実績 (※本人が記入し、担任等確認のこと)							
A 部活動	大会名・活動(区分)	学年	種目	ポジション等	個人・団体	大会参加数 団体はチーム数 個人は人数	実績 (成績・記録)
B その他の活動	(役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。)						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長

印

様式第1号（第3条関係）

寮費等補助金支給申請書
（在校生用）

平成 年 月 日

寮費補助に係る補助金の支給を受けたいので、隠岐島前高校生寮費等補助金支給要綱第3条の規定により、次の通り申請します。

申請者	ふりがな		性別	主な活動（所属部活動その他の諸活動等）
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日生		
保護者	住所 連絡先 氏名 印（申請者との続柄）			

新学期の抱負（※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること）

第 学期にかかる学業実績及び処分（※本人が記入し、担任等確認のこと）		
評定平均値	6.8未満	6.8以上
欠点保有科目数		
懲戒処分の有無 （有の場合は最後に受けた日）	有 ・ 無	有の場合 平成 年 月 日

第 学期にかかる諸活動の実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
A 部活動	大会名・活動（区分）	学年	種目	ポジション等	個人・団体	大会参加数 団体はチーム数 個人は人数	実績 （成績・記録）
B その他の活動	（役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。）						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長 印

様式第2号（第5条関係）

補助金支給決定通知書

平成 第 年 月 日

様

海士町長

印

年 月 日付けで申請のありました寮費等補助金について、下記の通り支給の決定をすることにしたので通知します。

記

1 支給決定年月日 平成 年 月 日

2 支給開始月 平成 年 月分から

様式第3号（第5条関係）

誓約書

隠岐島前高校生寮費等補助金支給要綱の趣旨を理解して同規定を遵守し、かつ、隠岐島前高校生の自覚をもって学業をはじめとして部活動、生徒会活動、地域活動等の諸活動にも熱心に取り組み、他の生徒の模範となるよう努力します。

また、寮生活においては、相互の理解と信頼・協力により、ルールを守り、寮の健全なる運営と就学意欲の高揚に努めることを誓約します。

平成 年 月 日

海士町長 様

申請者 住所
氏名 印

申請者保護者等 住所
氏名 印

学期末実績報告書

平成 年 月 日

海士町長 様

下記の通り隠岐島前高校生寮費等補助金支給要綱第8条の規定に係る学期末実績報告書を提出します。

申請者	ふりがな		性別	学年	
	氏名			学期	
	生年月日	平成 年 月 日生		所属部	

来学期の抱負（※学習面、諸活動面を踏まえ本人が記入すること）

第 学期にかかる学業実績及び処分（※本人が記入し、担任等確認のこと）		
評定平均値	6.8未満	6.8以上
欠点保有科目数		
懲戒処分の有無 （有の場合は最後に受けた日）	有 ・ 無	有の場合 平成 年 月 日

第 学期にかかる諸活動の実績（※本人が記入し、担任等確認のこと）							
A 部活動	大会名・活動（区分）	学年	種目	ポジション等	個人・団体	大会参加数 団体はチーム数 個人は人数	実績 （成績・記録）
B その他の活動	（役割や実績をできるだけ具体的に書くこと。）						
C 特記事項							

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長

印

様式第5号（第9条関係）

補助金支給停止通知書

平成 第 年 月 日

様

海士町長

印

年 月 日付け第 号で支給決定した寮費等補助金について、下記の通り支給の停止をすることにしたので通知します。

記

- 1 支給決定年月日 平成 年 月 日
- 2 支給停止開始月 平成 年 月分から
- 3 支給停止の理由

様式第6号（第9条関係）

補助金支給停止解除通知書

平成 第 年 月 日

様

海士町長

印

年 月 日付け第 号で支給停止決定した寮費等補助金について、下記の通り支給の停止を解除することにしたので通知します。

記

- 1 支給停止解除決定年月日 平成 年 月 日
- 2 再支給開始月 平成 年 月分から
- 3 支給停止を解除する理由